

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の定款第10条及び第25条に規定する役員等の報酬並びに費用弁償について定めるものとする。

(役員等の報酬及び支給基準)

第2条 理事・監事（以下「役員」という。）の報酬は、年度の総額が1,800,000円を超えない範囲とする。

2 役員報酬の支給基準は、次のとおりとする。

役員	単位	金額
会長	年額	540,000円
副会長	〃	150,000円
理事	〃	80,000円
監事	〃	80,000円

(費用弁償)

第3条 役員、評議員、その他の関係者が社協の業務に従事したときは、次のとおりその費用を弁償する。

職名	単価	金額
評議員	1回あたり	3,000円
各種委員会委員	〃	3,000円
心配ごと相談員	〃	2,000円
理事・監事	〃	800円

(支払方法)

第4条 第2条に定める役員報酬の支払いは、毎会計年度3月期に行うものとする。ただし、第2条の役員が年度の途中で退任した場合は、当該年度に在職した月割によって支給するものとし、その算出された額の百円未満は切り捨てるものとする。

2 第3条に定める評議員及び各種委員会委員の費用弁償については、当該支払い対象となるべき業務の都度支払うものとし、心配ごと相談員及び理事・監事の費用弁償については、毎会計年度の半期ごとに行い、当該期間内の実績に応じ、積算した額を支払うものとする。

(公表)

第5条 社協は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。